

下記の物品について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和6年2月16日

静岡県知事 川勝平太

## 1 入札執行者

静岡県立美術館副館長 和田 誉雄

## 2 調達内容

- (1) 賃貸物品及び数量 電子複写機（フルカラーデジタル複合機）1台
- (2) 賃貸物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 賃貸期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 納入期限 令和6年4月1日
- (5) 設置場所 仕様書記載のとおり
- (6) 入札方法 総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

## 3 競争入札参加資格

- (1) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「複写機」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。または新たに競争入札参加資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (2) 平成31年度以降に静岡県又は他の官公庁に電子複写機を納入した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定の時までの期間に、物品購入等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

#### 4 入札者に求められる義務

- (1) 納入期限までに当該貸付物品を納入する能力があること。
- (2) 貸付物品について、仕様書に示す特質等を有すること。
- (3) 物品の貸付後、修理、点検その他のアフターサービスを貸付先の求めに応じ、速やかに提供できるようメンテナンス体制が整備されていること。

#### 5 仕様書・入札説明書の交付場所、担当部局、交付期間

##### (1) 担当部局

〒422-8002 静岡県静岡市駿河区谷田53番2号

静岡県立美術館企画総務課

電話番号 054-263-5858

##### (2) 交付期間

令和6年2月16日（金）から令和6年2月29日（木）まで。（ただし、受付時間は土曜日、日曜日、月曜日及び祝日を除く日の午前9時30分から午後5時までとする。）

##### (3) 交付場所

上記(1)及び申請書ダウンロードサービス（静岡県公式ホームページ電子申請サービス）

##### (4) 交付方法

無料で交付する。

#### 6 入札参加資格申請書等の提出

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示されている書類を次により提出しなければならない。

##### (1) 提出期間

令和6年2月16日（金）から令和6年2月29日（木）まで（ただし土曜日、日曜日を除く。）の午前9時30分から午後5時まで。

##### (2) 提出書類

ア 入札説明書3に記載のとおり

イ 長3号封筒（簡易書留料金を含む切手434円分を貼付）

##### (3) 提出場所

〒422-8002 静岡県静岡市駿河区谷田53番2号

静岡県立美術館企画総務課

##### (4) 提出方法

上記(3)の場所に直接持参すること。郵送又は電送によるものは受付けない。

(5) 入札参加資格結果の通知

入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和6年3月8日（金）までに通知する。

(6) その他

ア 申請書及び資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

オ 提出された申請書及び資料は、公表しない。

カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語とする。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、令和6年3月13日（水）までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。

(3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和6年3月15日（金）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

8 入札執行の日時、場所等

(1) 入札執行日時

令和6年3月18日（月）午後3時00分

(2) 入札の場所

静岡県静岡市駿河区谷田53番2号 静岡県立美術館 講座室

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約入札心得において示した条件等に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 電送及び郵送による入札は認めない。

- (2) この公告に掲げる入札は、当該調達に係る令和6年度静岡県一般会計予算の成立を条件とし、契約の締結は令和6年4月1日とする。
- (3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (5) 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。
- (6) 落札の決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 現場説明会は行わない。
- (8) 県と契約するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書(定型様式)を提出すること。
- (9) 契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書(定型様式)を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。
- (10) 詳細は入札に必要な書類等に記載のとおり。
- (11) その他詳細不明な点については、静岡県立美術館企画総務課（電話番号054-263-5858）に照会すること。